

聖籠町国民健康保険事業財政調整基金条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第1号

聖籠町国民健康保険事業財政調整基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、聖籠町国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第2項に規定する納付金をいう。）の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に不足が生じる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(既設の積立金に関する経過規定)

2 この条例の施行の日の前日までに聖籠町国民健康保険給付等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年聖籠町条例第11号)の規定により積み立てられた現金は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

(聖籠町国民健康保険給付等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

3 聖籠町国民健康保険給付等準備基金の設置、管理及び処分に関する条例は、廃止する。